

# 消費者啓発事業広報素材等作成業務 企画提案募集要領

【修正版】

この要領は、消費者啓発事業広報素材等作成業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 第1 募集事項

### 1 業務名

消費者啓発事業広報素材等作成業務

### 2 業務目的

本業務は、県民に広く消費者被害の注意喚起を促すとともに、成年年齢の引下げを中学生、高校生、大学生及び保護者等に周知する必要があるため、消費者向けの啓発広報素材の作成・配布を行うもの。

### 3 業務内容

別紙「業務仕様書（案）」のとおり

### 4 契約期間

契約締結日から令和3年3月26日（金）まで

### 5 事業費（委託上限額）

金 9, 227, 000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 第2 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、以下のとおりとする。

- 1 物品調達に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第4条第2項の規定に基づく物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録された者であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当しない者であること。
- 3 企画提案参加申込者の属する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- 5 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- 6 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。

- 7 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- 8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- 9 宮城県内に活動拠点（本社又は営業所等）を有し、委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

### 第3 スケジュール（予定を含む）

内 容	期 間
1. 企画提案募集開始	令和2年12月7日（月）
2. 質問受付期限	令和2年12月14日（月） 午後5時まで
3. 質問回答期限	令和2年12月15日（火） 午後5時まで
4. 企画提案書の提出期限	令和2年12月24日（木） 午後5時まで
5. 企画提案書の選考	令和2年12月25日（金）
6. 一次審査の結果通知，二次審査の案内	令和2年12月25日（金）
7. プレゼンテーション審査	令和3年1月7日（木）
8. 選考結果の通知	令和3年1月13日（水）
9. 契約手続き	令和3年1月下旬

### 第4 応募手続

#### 1 企画提案募集に関する公告

本業務の企画提案募集については、令和2年12月7日（月）から宮城県出納局契約課及び宮城県消費生活・文化課（消費生活センター）のホームページ上で公告する。

◇契約課ホームページ

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/>

◇消費生活・文化課ホームページ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/>

◇宮城県消費生活センターホームページ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/syohiseikatsu-center-index.html>

#### 2 企画提案書作成等に関する質問の受付

企画提案書作成等に関する質問を以下のとおり受け付ける。ただし、企画提案書の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切回答しないこととする。

(1) 受付期限 令和2年12月14日(月)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

- ① 指定様式 質問書(様式第1号)を用いること。
- ② 提出方法 電子メールにより提出すること。
- ③ 提出先 宮城県環境生活部消費生活・文化課相談啓発班(千葉,菅原)  
電子メール: syoubuns@pref.miyagi.lg.jp
- ④ 電話など口頭による質問や受付期間外の質問に対して回答しない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和2年12月15日(火)午後5時までに県消費生活・文化課ホームページ上に掲載する。ただし、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

### 3 企画提案への参加申込及び企画提案書の提出

次のとおり企画提案参加申込書及び企画提案書等関係書類(以下「企画提案書等」という。)を提出すること。

(1) 提出期限 令和2年12月24日(木)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法 持参し直接提出,又は郵送(配達証明付き郵便に限る)による提出とする。なお,封筒には「企画提案参加申込書在中」と朱書きすること。

(3) 提出先 宮城県環境生活部消費生活・文化課相談啓発班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号(県行政庁舎1階)  
TEL 022(211)2524 FAX 022(211)2959

(4) 提出書類

- ① 企画提案参加申込書(様式第2号):1部
- ② 類似業務の受託実績(様式第3号):1部
- ③ 企画提案応募に係る宣誓書(様式第4号):1部
- ④ 概算事業経費見積書(任意様式):8部  
積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。
- ⑤ 企画提案書等(任意様式):8部及び電子媒体1部

A4版片面印刷(カラー印刷可)とする。ページ番号付きとし,提案内容を分かりやすくまとめたものとする。また,電子媒体のデータはPDF形式によるものとし,CD-R又はDVD-Rにより提出すること。

以下の事項を盛り込むこと。

・本業務に関する企画提案

(※提案の内容は,業務仕様書に掲げる各業務につき1案ずつとすること。)

- ・実施体制に関すること
- ・これまでの業務実績に関すること
- ・業務スケジュール表（任意様式）
- ・企業理念及び経営状況，規模が分かる指標（売上・経営利益・資本金・従業員数など）

※ただし，会社概要等の既存資料があれば省略可

- ・その他独自の提案

#### （５）提案にあたっての留意事項

- ① 提出された書類は，提出後の差し替え，変更及び取り消しは認めない。
- ② この企画提案書等の応募に係るすべての経費は，すべて企画提案者の負担とし，提出された書類は返却しない。
- ③ 提出した企画提案書等に関する著作権等については，当該企画提案者に帰属する。ただし，選定委員会の審査に必要な範囲において，提出書類の複製を制作することがある。
- ④ 県は，本プロポーザルに関する公表及びその他県が必要と認めるときは，提案書を無償で使用することができるものとする。
- ⑤ 企画提案書等が選定され，当該業務について宮城県との委託契約が成立した後は，提出した企画提案書等に関する著作権等は宮城県に帰属する
- ⑥ 本業務の実施に関して，業務委託候補者の企画提案の内容そのまま実施することを約束するものではなく，県と業務委託候補者で協議の上，決定する。また，業務委託の後，具体的な業務内容や進め方等については，逐次県と協議することとする。

## 第５ 評価・選定方法

県が設置する選定委員会において，第６の評価項目及び配点に基づき，書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し，選定委員ごとに各提案者の評価点を計算の上，最高点を付けた委員数が多い提案者から順に順位を決定し，総得点が満点の６割以上で，第１位と決定された者を業務委託候補者とする。

最高点を付けた委員が同数となった提案者がいる場合は，各委員の評価を合計した点数が最も高い者を選定し，それでもなお同点の提案者がいる場合は，提出した見積書の金額が最も少額である業者を選定する。

なお，応募者が５者を超えた場合は，プレゼンテーション審査に先立ち，一次審査（書類審査）を実施する。また，提案者が１者のみであった場合は，プレゼンテーション審査において，選定委員の評価点の平均が６割以上となった場合に，業務委託業者として決定する。

プレゼンテーション審査は下記のとおり開催する。詳細な時間と場所については別途連絡する。

日時：令和3年1月7日（木）

場所：宮城県庁舎内

実施方法：1者あたりの持ち時間は20分以内（説明15分以内，質疑応答5分以内）とし，県から指示した時間に，個別に行うものとする。事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととする。プレゼンテーションの持ち時間は，参加者数に応じて変更する場合がある。

## 第6 評価基準

評価事項	配点
(1) 業務の方向性及び全体計画 (10点)	
① 業務実施の方向性，業務の流れ，スケジュールは適切か。	5
② 過去の類似業務の実績を踏まえた企画提案となっているか。	5
(2) 企画提案の内容 (80点)	
① 取材や情報収集が十分に行われ，その成果が提案内容に適切に反映されているか。	5
② 注意喚起ポスターは，幅広い年齢層の県民にとってわかりやすく，魅力的な内容となっているか。また，コンセプト設定が明確，かつ業務目的に沿っているか。	15
③ 成年年齢引下げに係る周知ポスターは，生徒・学生にとってわかりやすく，魅力的な内容になっているか。また，コンセプト設定が明確，かつ業務目的に沿っているか。	15
④ 外国人向け消費生活センター利用促進リーフレットの作成は，外国人にとってわかりやすく，消費生活センターの役割が十分に伝わる内容となっているか。また，コンセプト設定が明確，かつ業務目的に沿っているか。	15
⑤ 消費生活センター周知用啓発グッズについて，利用者にとってわかりやすく，キャッチコピーやデザインが印象的な内容となっているか。また，コンセプト設定が明確，かつ業務目的に沿っているか。	15
⑥ 当課で準備したDVD及びリーフレットを②③⑤で作成した成果品と併せて，一括発送とするが，効率的合理的な発送となっているか。	5
⑦ その他独自提案	10
(3) 業務遂行体制及び効率性 (10点)	
① 企画提案どおり実施可能な体制が整っているか。	5
② 業務にかかる費用が適切に計上されているか。	5

## 第7 失格事由

1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 「第2 応募資格」に違反した場合
- (2) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明である場合
- (3) 本要領等の規定に従っていない場合
- (4) 同一の事業者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (5) 企画提案書等提出後、物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程に基づく資格制限を受けた場合
- (6) 企画提案書等提出後、宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行。）別表各号に該当すると認められた場合
- (7) 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、又は不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
- (8) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心理留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

2 その他

- (1) 企画提案を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された書類は返却しない。
- (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
- (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の受付後、提案内容について説明を求めることがある。

## 第8 選定・非選定結果の通知方法

選定結果については、企画提案者すべてに結果通知をする。なお、審査結果に関する質問等には応じないものとする。

## 第9 選定結果の公表方法・内容

審査終了後、すべての企画提案者の名称及び評価点を公表する。ただし、選定された委託候補者以外は個別の評価点が特定できないよう配慮する。

## 第10 提出関係書類の様式

別添のとおり

## 第11 その他必要な事項

## 1 業者選定後の取扱い

本企画提案書等に係る契約については、次により行う。

### (1) 受託者の決定

選定委員会において決定した委託候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により委託候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

### (2) 契約書の作成

県と受注者で協議した上で契約書を作成する。

### (3) 支払条件

支払方法は、原則として業務完了後に支払うものとし、前金払は行わないこととする。

### (4) その他契約に関する事項

県は、業務の委託に際して、選定された企画提案書等の内容をもとに別紙「業務仕様書」に記載されている事項を基本とするが、企画提案の内容を基に加除修正し、最終的な業務仕様書として提示することができるものとする。

## 2 契約に関する条件等

### (1) 成果品の利用（二次利用等）

本事業による成果品の著作権は県に帰属するものとするほか、県は、本事業の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。

### (2) 機密の保持

受注者（再委託により受託した者を含む。以下同じ。）は、本事業を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

## 3 その他

- (1) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。

(2) 提出書類の情報開示

提出された書類等は，行政文書となるため，情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合，個人情報や企業情報などの非開示部分を除き，開示する場合がある。

(3) ポスター，リーフレット及びポップ広告の作成にあたり，必要な場合は下記のホームページ等で情報収集をすること。

◇宮城県消費生活センター

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/syohiseikatsu-center-index.html>

◇国民生活センターホームページ

<http://www.kokusen.go.jp/>

◇消費者庁ホームページ

<https://www.caa.go.jp/>

◇法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/>

◇政府広報オンライン

<https://www.gov-online.go.jp/>